証券コード　7578
平成28年６月10日

株　主　各　位

東京都杉並区上井草一丁目33番５号
株式会社ニチリョク
代表取締役社長　寺　村　久　義

第50期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。
　さて、当社第50期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。
　なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年６月24日（金曜日）午後５時までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

１．日　　時　　平成28年６月27日（月曜日）午前11時
２．場　　所　　東京都中野区中野四丁目１番１号
　　中野サンプラザ　13階　コスモルーム
　　（会場が前回と異なっておりますので、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照いただき、お間違えのないようご注意ください。）
３．目的事項
　　報告事項　　第50期（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件
　　決議事項
　　第１号議案　剰余金処分の件
　　第２号議案　定款一部変更の件
　　第３号議案　取締役５名選任の件
　　第４号議案　監査役２名選任の件
　　第５号議案　退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

以　上

　当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
　なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(アドレスhttp://www.nichiryoku.co.jp)に掲載させていただきます。

（添付書類）

事　業　報　告

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

１．会社の現況に関する事項

⑴ 当事業年度の事業の状況

①　事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、前半堅調であった金融経済が、後半に入り新興国の成長鈍化が鮮明になったことや、中東圏の緊張、米国利上げ等の外的要因により、弱めに推移する形で終えました。

一方の実体経済は、訪日客消費や原油安による下支え要因はあったものの、名目賃金の伸び悩みや消費者心理の悪化等から底這いに推移しました。

当社が属する供養産業は、死亡者が増加傾向にあるにもかかわらず、霊園事業においては、埋葬の選択肢の多様化に伴い、比較的高価格となる墓地墓石の購入者は年々減少傾向にあります。この流れに対応すべく当社は、様々なお墓の形態を兼ね備えた霊園を開発、開園すると共に、供養の全てを網羅し、価格においてもご満足いただける堂内陵墓事業の拡充を図っております。

葬祭事業においては、葬儀の小規模・地味化傾向が顕著となる中、インターネット媒体を中心に業者間の価格競争は激化し、顧客単価が一層下落するという厳しい環境下にあるものの、生花祭壇葬「愛彩花(あいさいか)」と共に、家族葬を中心としたラステル葬が消費者から支持を受け、施行件数は堅調に推移しました。

以上の結果、当事業年度の業績は、売上高36億８千８百万円（前期比8.3%増）、営業利益３億１百万円（前期比37.6%増）、経常利益２億７百万円(前期比120.0%増）、当期純利益１億３百万円（前期比206.6%増）となりました。

②　設備投資の状況

当事業年度中の設備投資総額は、１千１百万円であります。

③　資金調達の状況

今後の霊園事業、堂内陵墓事業及び葬祭事業の開発等業務拡大も視野に入れた資金調達は、主に銀行借入金及び社債発行によっております。当事業年度末における借入金及び社債残高は、前期末と比較して３億２千７百万円減少しております。

(2) 直前３事業年度の財産及び損益の状況

区　分	第４７期 平成25年３月期	第４８期 平成26年３月期	第４９期 平成27年３月期	第50期(当期) 平成28年３月期
売上高（百万円）	3,949	3,811	3,406	3,688
経常利益（百万円）	393	303	94	207
当期純利益（百万円）	217	137	33	103
１株当たり当期純利益（円）	17.28	10.99	2.71	8.31
総資産（百万円）	10,424	11,102	11,704	11,605
純資産（百万円）	3,728	3,800	3,738	3,730

（注）１株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により算出しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

霊園事業につきましては、好立地、好ロケーションを重視した新規霊園開発及び募集販売実績のある霊園の増設を中心に行うと共に、関係寺院及び墓地候補地の見極めを一層強化し適宜対処する所存であります。

堂内陵墓事業につきましては、首都圏を中心に関係寺院と開発計画を進めます。但し、関係寺院の同意を経てから堂内陵墓完成まで少なくとも２年程度を要するため、案件取組み当初から綿密な調査・開発計画が肝要との自覚をもち進めて参ります。

葬祭事業につきましては、愛彩花葬の受注拡大には生前予約をいただくことが不可欠であります。その会員組織である「愛彩花倶楽部」の会員獲得と共に、終活セミナー等をより積極的に開催します。また、ラステルを軸とした愛彩花倶楽部会員以外の一般顧客向け家族葬・直葬による受注拡大を図り、将来的には当社の中核をなす事業となるよう進めて参ります。

(5) 主要な事業内容（平成28年３月31日現在）

墓地・墓石の企画、販売、施工
納骨堂の企画、販売受託
葬儀・法事の施行、仏壇・仏具、返礼品の販売

(6) 主要な営業所及び工場（平成28年３月31日現在）

本　　社：東京都杉並区上井草一丁目33番５号
高田馬場オフィス：東京都新宿区高田馬場二丁目16番11号
　　高田馬場216ビル７階
日の出工場：東京都西多摩郡日の出町大久野7012
葬祭事業部：東京都練馬区谷原五丁目４番20号
ラステル久保山：神奈川県横浜市西区境之谷４番２号
ラステル新横浜：神奈川県横浜市港北区新横浜二丁目15番19号
支　　店：多摩、横浜、東葛、朝霞、千葉、鹿児島、両国
営　業　所：京都、大阪
管理事務所：多摩、西日暮里、赤塚、高島平２ヵ所、白岡、
　　朝霞東、千葉、八千代、横浜三保

(7) 使用人の状況（平成28年３月31日現在）

当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減
126（83）名	5増（7減）名

（注）使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は（　）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（平成28年３月31日現在）

借入先	借入額
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	942,553千円
東京信用金庫	810,367千円
株式会社東京都民銀行	437,000千円
株式会社横浜銀行	＊ 396,640千円
株式会社千葉銀行	381,600千円
株式会社商工組合中央金庫	379,640千円
株式会社りそな銀行	270,000千円
オリックス株式会社	201,655千円
株式会社百十四銀行	166,000千円
株式会社八十二銀行	150,000千円
株式会社あおぞら銀行	146,600千円
株式会社伊予銀行	121,840千円
株式会社八千代銀行	116,600千円
株式会社第四銀行	103,362千円

（注）借入金残高には協調融資団によるものが含まれております。

協調融資団の内容

＊ 幹事　株式会社横浜銀行

参加行　２行

総融資金額　347,040千円

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

２．当社の株式に関する事項

(1) 株式の状況（平成28年３月31日現在）

① 発行可能株式総数　48,000,000株

② 発行済株式の総数　13,741,014株

③ 株主数　3,415名

④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
株式会社エムエスシー	1,694千株	13.56%
株式会社サン・ライフ	900千株	7.20%
佐藤兼義	673千株	5.39%
佐藤創也	535千株	4.28%
寺村久義	530千株	4.25%
大場俊賢	441千株	3.53%
日本生命保険相互会社	400千株	3.20%
株式会社ジャスト	310千株	2.48%
椛田法義	207千株	1.66%
東京信用金庫	180千株	1.44%

(注) １．当社は自己株式を1,244,089株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

２．持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

３．会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（平成28年３月31日現在）

地　　位	氏　　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	寺　村　久　義	社長執行役員サービス推進本部長兼開発本部長 株式会社エムエスシー　代表取締役
取締役副社長	寺　村　公　陽	副社長執行役員サービス推進本部ラステル事業部長
専務取締役	矢　田　欣　也	専務執行役員経営統括本部長
取　締　役	古　舘　淳　一	上席執行役員サービス推進本部霊園事業部長
取　締　役	村　木　昌　彦	上席執行役員サービス推進本部長補佐兼サービス推進本部堂内陵墓事業部長兼開発本部開発推進第二部長
取　締　役	小田部　裕　行	上席執行役員内部監査室長
取　締　役	青　池　　悟	上席執行役員開発本部開発推進第一部長
取　締　役	宮　下　繁　明	株式会社宮下商店　代表取締役
常勤監査役	宮　﨑　芳　光	
監　査　役	三　堀　　清	弁護士
監　査　役	藤　原　道　夫	公認会計士

（注）１．取締役宮下繁明氏は、社外取締役であります。
２．監査役三堀清氏及び監査役藤原道夫氏は、社外監査役であります。
３．監査役藤原道夫氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
４．当社は三堀清氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。
当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額であります。

(3) 取締役及び監査役の報酬等

イ．当事業年度に係る報酬等の総額

区　　分	支給人員	支給額
取締役 （うち社外取締役）	8名 (1)	104,971千円 (1,625)
監査役 （うち社外監査役）	3 (2)	11,265 (3,165)
合計	11	116,236

（注）１．取締役の報酬限度額は、平成11年６月24日開催の第33期定時株主総会において、年額150,000千円以内と決議いただいております。

２．監査役の報酬限度額は、平成７年６月30日開催の第29期定時株主総会において、年額50,000千円以内と決議いただいております。

３．上記の報酬等の額には、以下のものが含まれております。

・当事業年度における役員賞与引当金の繰入額3,000千円（取締役８名に対し2,660千円(うち社外取締役１名に対し0千円)、監査役３名に対し340千円(うち社外監査役２名に対し40千円)）。

・当事業年度における役員退職慰労引当金の繰入額10,656千円（取締役８名に対し9,931千円(うち社外取締役１名に対し65千円)、監査役３名に対し725千円(うち社外監査役２名に対し125千円)）。

(4) 社外役員に関する事項

イ．他の法人等との重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役宮下繁明氏は、株式会社宮下商店の代表取締役社長であります。

株式会社宮下商店と当社との間には、特別の関係はありません。

ロ．当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況
取締役　宮下繁明	当事業年度に開催された取締役会12回のうち11回に出席いたしました。主に営業戦略に対して大局的かつ客観的見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
監査役　三堀　清	当事業年度に開催された取締役会12回のうち8回、監査役会13回のうち12回に出席いたしました。弁護士として法律に関する専門的な知識と経験から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、監査結果についての意見交換等、専門的見地から適宜、必要な発言を行っております。
監査役　藤原道夫	当事業年度に開催された取締役会12回のうち11回、監査役会13回のうち12回に出席いたしました。公認会計士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社の経理システム並びに内部監査について適宜、必要な発言を行っております。

４．会計監査人に関する事項

(1) 名称　　新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	支　　払　　額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	21,500千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	21,500千円

（注）１．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

２．監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人が過去２年間に受けた業務停止処分

金融庁が平成27年12月22日付で発表した懲戒処分等の内容の概要

イ．処分対象

新日本有限責任監査法人

ロ．処分の内容

・３ヵ月の業務の一部停止命令（契約の新規の締結に関する業務の停止）（平成28年１月１日から同年３月31日まで）

・業務改善命令（業務管理体制の改善）

・課徴金納付命令（平成28年１月22日付、約21億円）

ハ．処分の理由

・他社の平成22年３月期、平成24年３月期及び平成25年３月期における財務書類の監査において、同監査法人の公認会計士が相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものとして証明したこと

・同監査法人の運営が著しく不当と認められたこと

⑸ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社は会計監査人の解任、不再任等の決定の方針を次のとおりとしております。

① 会計監査人の選任、解任及び不再任は、監査役会において、これを株主総会の付議議案とする旨決議する。会計監査人の再任については、監査役会にて決議する。

② 当社都合の場合の他、会計監査人が、会社法、公認会計士法等の法令に違反または抵触した場合、公序良俗に反する行為があった場合及び監査契約に違反した場合、会計監査人の解任または不再任を株主総会の付議議案とすることが妥当かどうかを監査役会にて検討する。

③ 監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当する場合は、監査役の全員の同意に基づき会計監査人を解任することができる。

新日本有限責任監査法人は、上記（4）の処分を受けたため、②に該当すると考えられます。監査役会では、同監査法人の業務改善計画や当社を担当する監査チームの監査の状況を検討した結果、解任または不再任の必要は無いと判断しております。

５．業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

（１）業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

①　取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ．当社は、法令及び定款の遵守体制の実効性を確保するため、社長を委員長とする定例の「コンプライアンス委員会」を設置する。コンプライアンス委員会は、全社の法令及び定款の遵守状況を確認し、コンプライアンス体制の維持、向上を図る。

ロ．当社の事業に従事する者からの法令違反行為等に関する通報に対して適切な処理を行うため、ホットラインを設置し運営する。また是正、改善の必要があるときには、速やかに適切な措置をとる。

ハ．内部監査室は、全社の法令及び定款の遵守体制の問題及びコンプライアンス上の問題の有無の調査に努める。

ニ．当社は、市民社会の秩序に脅威を与える団体や個人など、いわゆる反社会的勢力からの働きかけに対して毅然と対応し、不当要求に応じない。

ホ．当社は、財務報告の信頼性・適正性を確保するため、必要な内部統制の体制を整備する。

②　取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

イ．当社は、取締役の職務の執行に係る文書（電磁的記録を含む。）、その他の情報の取扱いについて「文書管理規程」を整備し、これらの情報の保存及び管理体制を構築する。

ロ．当社は取締役の職務の執行に係る文書、その他の情報は、取締役または監査役からの要請があった場合に備え、閲覧可能な状態を維持する。

③　損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ．事業活動に伴う各種のリスクについては、それぞれの主管部署において対応策の検討を行う。また、全社的に重大な損害を与えるリスクについては、取締役会において対応策の検討を行う。

ロ．万一、損失の危険が発生した場合においても、取締役会がその対応を統括することで被害の最小化を図る。

ハ．内部監査室は、リスク管理体制について監査を行う。主管部署及び監査を受けた部署は、是正、改善の必要があるときには、速やかにその対策を講じる。

④　取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会の運営に関する規定を定めるとともに、取締役会を原則として月１回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。

ロ．経営効率の向上及び意思決定の迅速化を図るため、取締役及び執行役員からなる会議を原則として月１回開催し、当社の全般的な重要事項について審議する。

⑤　監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役会の要請により、監査役スタッフとして、監査職務を円滑に遂行するために必要な人員を配置する。

⑥　前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

前項の監査役スタッフは、監査役の職務を補助するときは、取締役の指揮命令を受けない。

⑦　取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

イ．取締役会及び重要な経営会議については、監査役の出席を確保する。

ロ．取締役及び使用人は、経営、業績に影響を及ぼすリスクが発生した場合、または事業活動の遂行に関連して重大な法令違反行為等を認識した場合、直ちに監査役に報告を行う。

ハ．監査役の要請に応じ、取締役及び使用人は、事業及び内部統制の状況等の報告を行い、内部監査室は内部監査の結果等を報告する。

⑧　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社は、監査役が、会計監査人、取締役、各部署から定期的に報告を受け、また各々と随時意見交換を行うことができる体制を整備する。

（２）業務の適正を確保するための体制の運用状況

①　コンプライアンス

当社は、法令及び定款の遵守体制の実効性を確保・啓蒙するため、社長を委員長とする「コンプライアンス委員会」を当事業年度において４回開催いたしました。当委員会は、コンプライアンス体制の構築及び見直し、違反事案や内部通報事案についての調査、分析、再発防止策の協議等も併せて行っております。使用人に対しては、コンプライアンスに関する意識向上のため、社内教育を定期的に実施しております。

② リスク管理

当社は、リスク管理の方針を定め、取締役会においてリスク管理に係る評価及び対応策の検討を行うとともに、再発防止に努めております。

③ 内部統制システム

当社は、内部監査室による業務及び内部統制監査を通して、内部統制システム全般の整備、運用状況の評価及び改善を実施しております。また、金融商品取引法に基づく「財務報告に係る内部統制の有効性評価」を行っており、当事業年度においては、開示すべき重要な不備及び欠陥はございませんでした。

④ 監査役の監査体制

当社の監査役会は、社外監査役２名を含む監査役３名で構成されております。監査役会は当事業年度において13回開催し、監査役は、取締役会のほか、執行役員会その他重要な会議に出席し情報収集に努め、取締役の職務執行が法令及び定款に違反していないかを監査しております。

６．剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対し可能な限り配当し、積極的に利益還元することが責務であると認識しております。従いまして、業績の伸長に努め、配当性向30％以上を維持し、剰余金の期末配当を行うことを基本方針としております。また、利益の状況及び将来の事業展開等を勘案し、株式分割・増配等も適宜行って参ります。

当事業年度の期末配当金につきましては、上記方針に基づき１株当たり7.5円とさせていただきます。

内部留保資金は、経営体質の一層の充実並びに将来の事業展開に活用して参ります。

当社は、「取締役会の決議によって、毎年９月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第５項に定める剰余金の中間配当をすることができる。」旨を定款に定めております。剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

貸借対照表

（平成28年３月31日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**3,411,720**	**流動負債**	**3,339,963**
現金及び預金	2,227,849	買掛金	108,871
完成工事未収入金	79,390	短期借入金	1,868,167
売掛金	269,258	１年内償還予定社債	597,800
永代使用権	267,375	未払金	117,313
未成工事支出金	353,376	未払法人税等	90,975
原材料及び貯蔵品	88,738	未成工事受入金	243,296
繰延税金資産	35,409	預り金	114,541
その他	90,337	賞与引当金	40,500
貸倒引当金	△15	役員賞与引当金	3,000
固定資産	**8,193,532**	その他	155,496
有形固定資産	**2,505,124**	**固定負債**	**4,535,084**
建物	951,359	長期借入金	2,970,965
構築物	4,925	社債	1,041,500
機械装置	501	退職給付引当金	305,703
車輌運搬具	4,977	役員退職慰労引当金	184,765
工具器具備品	7,837	その他	32,150
土地	1,535,523	**負債合計**	**7,875,047**
無形固定資産	**255,827**	**純資産の部**	
ソフトウェア	234,626	**株主資本**	**3,730,769**
電話加入権	21,201	**資本金**	**1,306,842**
投資その他の資産	**5,432,580**	**資本剰余金**	**958,082**
投資有価証券	334,672	資本準備金	958,082
出資金	6,120	**利益剰余金**	**1,693,714**
長期貸付金	123,856	利益準備金	96,139
長期前払費用	4,775	その他利益剰余金	1,597,575
保険積立金	451,910	別途積立金	1,260,000
差入保証金	2,306,487	繰越利益剰余金	337,575
長期未収入金	625,290	**自己株式**	**△227,869**
霊園開発協力金	1,456,713	**評価・換算差額等**	**△564**
繰延税金資産	125,867	**その他有価証券評価差額金**	**30,221**
その他	31,080	**繰延ヘッジ損益**	**△30,786**
貸倒引当金	△34,192	**純資産合計**	**3,730,205**
資産合計	**11,605,252**	**負債純資産合計**	**11,605,252**

（注）金額は、千円未満を切捨てて表示しております。

損　益　計　算　書

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

（単位：千円）

科　　目	金　　額	
売　上　高		**3,688,515**
売　上　原　価		**1,154,686**
売　上　総　利　益		**2,533,829**
販売費及び一般管理費		2,232,254
営　業　利　益		**301,574**
営　業　外　収　益		
受取利息及び配当金	14,366	
その他	43,150	57,517
営　業　外　費　用		
支払利息	113,862	
その他	38,080	151,943
経　常　利　益		**207,149**
特　別　利　益		
固定資産売却益	0	0
特　別　損　失		
固定資産除却損	799	799
税引前当期純利益		**206,350**
法人税、住民税及び事業税	110,546	
法人税等調整額	△7,989	102,557
当　期　純　利　益		**103,792**

（注）金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金	利益剰余金				自己株式	株主資本合計
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
				別途積立金	繰越利益剰余金			
平成27年４月１日　残高	1,306,842	958,082	96,139	1,260,000	327,511	1,683,650	△227,809	3,720,766
事業年度中の変動額								
剰余金の配当					△93,728	△93,728		△93,728
当期純利益					103,792	103,792		103,792
自己株式の取得							△60	△60
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）								
事業年度中の変動額合計	－	－	－	－	10,064	10,064	△60	10,004
平成28年３月31日　残高	1,306,842	958,082	96,139	1,260,000	337,575	1,693,714	△227,869	3,730,769

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
平成27年４月１日　残高	42,382	△24,379	18,002	3,738,769
事業年度中の変動額				
剰余金の配当				△93,728
当期純利益				103,792
自己株式の取得				△60
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	△12,160	△6,406	△18,567	△18,567
事業年度中の変動額合計	△12,160	△6,406	△18,567	△8,563
平成28年３月31日　残高	30,221	△30,786	△564	3,730,205

（注）金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

１．重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

・時価のあるもの　期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・時価のないもの　移動平均法による原価法

② たな卸資産の評価基準及び評価方法

・永代使用権、未成工事支出金　個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）

・原材料　総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）

・貯蔵品　最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）

③ デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）定率法によっております。但し、平成10年４月１日以降に取得した建物(建物附属設備を除く。)については定額法によっております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(５年)に基づく定額法によっております。

③ リース資産　所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金　債権の貸倒れに備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金　従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額により計上しております。

③ 役員賞与引当金　役員賞与の支出に備えるため、事業年度における支給見込額に基づき計上しております。

④　退職給付引当金　　従業員の退職給付に備えるため、事業年度の末日における退職給付債務の見込額（簡便法）に基づき計上しております。

⑤　役員退職慰労引当金　　役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

⑥　霊園開発評価損失引当金　　霊園開発投資案件の進捗状況を勘案し、個別に回収可能性を判断し、評価損失見込額を計上しております。

(4) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

①　ヘッジ会計の方法

・ヘッジ会計の方法　　繰延ヘッジ処理によっております。

・ヘッジ手段とヘッジ対象　　ヘッジ手段 … 金利スワップ
ヘッジ対象 … 借入金

・ヘッジ方針　　当社内規に基づき、金利変動リスクをヘッジしております。

・ヘッジ有効性評価の方法　　ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。

②　消費税等の会計処理方法　　税抜方式によっております。

③　繰延資産の処理方法

・社債発行費　　支出時に費用処理しております。

2．貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

定期預金	558,200千円
建物	655,319千円
土地	1,050,597千円
計	2,264,117千円

上記の物件は、１年内返済予定の長期借入金927,917千円及び長期借入金2,124,907千円の担保に供しております。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額　　1,021,002千円

(3) 保証債務

次の法人の借入債務に対し、債務保証を行っております。

宗教法人威徳寺（金融機関等からの借入に対する保証）　　1,608,360千円

(4) 霊園開発協力金から霊園開発評価損失引当金429,959千円を差し引いて計上しております。

３．株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度末の発行済株式の数　　普通株式　　13,741,014株

(2) 当事業年度末の自己株式の種類及び数　　普通株式　　1,244,089株
自己株式の数の増加は、単元未満株式の買取り255株による増加分であります。
(前事業年度末株式数1,243,834株)

(3) 当事業年度中に行った剰余金の配当
平成27年６月22日開催の定時株主総会　　配当金の総額　　93,728千円

(4) 当事業年度の末日後に行う剰余金の配当
平成28年６月27日開催の定時株主総会　　配当金の総額　　93,726千円

４．税効果会計に関する注記

(1)繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	7,073千円
貸倒引当金	9,215千円
退職給付引当金	93,606千円
役員退職慰労引当金	56,575千円
貸倒損失	9,875千円
賞与引当金	12,498千円
投資有価証券評価損	45,985千円
霊園開発評価損失引当金	131,653千円
その他	115,380千円
繰延税金資産小計	481,864千円
評価性引当額	△307,249千円
繰延税金資産合計	174,615千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△13,338千円
繰延税金負債合計	△13,338千円
繰延税金資産の純額	161,277千円

(2)法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	33.1%
（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.7%
住民税均等割等	4.0%
評価性引当額	5.2%
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	4.5%
その他	0.2%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	49.7%

(3)法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」(平成28年法律第13号)が平成28年３月29日に国会で成立し、平成28年４月１日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は前事業年度の計算において使用した32.3%から平成28年４月１日に開始する事業年度及び平成29年４月１日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については30.9%に、平成30年４月１日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、30.6%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は9,545千円、法人税等調整額が9,297千円それぞれ減少しております。

５．金融商品に関する注記

(1)金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

事業投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入や社債発行）を調達しております。一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

②金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である完成工事未収入金及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。取引先宗教法人等に対し長期貸付を行なっております。また、差入保証金は、霊園の募集及び墓石工事施工権利の確保を目的として霊園経営主体に差し入れております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが１ヶ月以内の支払期日であります。

借入金及び社債は、主に事業投資及び設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、償還日は最長で決算日後10年であります。このうち一部は、金利の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引（金利スワップ取引）を利用してヘッジしております。

デリバティブ取引は、借入金及び社債に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の１．重要な会計方針に係る事項「(4)その他計算書類作成のための基本となる重要な事項、①ヘッジ会計の方法」をご参照ください。

③金融商品に係るリスク管理体制

イ．信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、販売管理規程及び経理規程に従い、営業債権及び長期貸付金について、各事業部門における営業管理部署が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに回収状況及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

デリバティブ取引については、取引相手先を高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。

ロ．市場リスク（金利等の変動リスク）の管理

当社は、借入金及び社債に係る支払金利の変動リスクを抑制するために、金利スワップ取引を利用しております。

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限及び取引限度額等を定めた管理規程に従い、担当部署が決裁担当者の承認を得て行なっております。

ハ．資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を把握するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2)金融商品の時価等に関する事項

平成28年３月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額(*1)	時価(*1)	差　　額
(1)現金及び預金	2,227,849千円	2,227,849千円	－千円
(2)長期貸付金　(*2)	121,854	118,942	△2,911
(3)差入保証金　(*3)	2,282,658	2,125,315	△157,343
(4)長期未収入金(*2)	597,239	579,865	△17,374
(5)短期借入金	(291,630)	(291,630)	－
(6)長期借入金(*4)	(4,547,503)	(4,566,449)	18,945
(7)社債(*5)	(1,639,300)	(1,641,042)	1,742
(8)デリバティブ取引(*6)	(44,528)	(44,528)	－

(*1)負債項目については(　)で示しております。

(*2)長期貸付金及び長期未収入金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(*3)差入保証金については、敷金等の非営業保証金を控除しております。

(*4)長期借入金には１年内返済予定の長期借入金（1,576,537千円)を含んで表示しております。

(*5)社債には１年内償還予定の社債（597,800千円）を含んで表示しております。

(*6)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については（　）で示しております。

（注）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1)現金及び預金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2)長期貸付金、(3)差入保証金、(4)長期未収入金

これらは一定の期間ごとに分類し、元利金の合計額を同様の新規貸付若しくは与信供与を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

また、貸倒懸念債権については、回収見込額により、時価を算定しております。

(5)短期借入金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(6)長期借入金

元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(7)社債

元利金の合計額を、同様の新規社債発行を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(8)デリバティブ取引

取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。

６．関連当事者との取引に関する注記

重要性のある取引がないため、記載を省略しております。

７．１株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額	298円49銭
(2) １株当たり当期純利益	8円31銭

会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年５月20日

株式会社ニチリョク

取締役会　御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　関　谷　靖　夫　㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　野　田　裕　一　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社ニチリョクの平成27年４月１日から平成28年３月31日までの第50期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成27年４月１日から平成28年３月31日までの第50期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年５月25日

株式会社ニチリョク　監査役会

常勤監査役　宮　﨑　芳　光　㊞

社外監査役　三　堀　　清　㊞

社外監査役　藤　原　道　夫　㊞

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当期の期末配当につきましては、当期の業績ならびに今後の事業展開等を勘案いたしまして以下のとおりといたしたいと存じます。

①　配当財産の種類

金銭といたします。

②　配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式１株につき金７円50銭といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は93,726,937円となります。

③　剰余金の配当が効力を生じる日

平成28年６月28日といたしたいと存じます。

第２号議案　定款一部変更の件

１．提案の理由

①　当社事業の現状に即し、事業内容の明確化を図るとともに、今後の事業内容の多様化に対応するため、現行定款第２条(目的)につきまして事業目的を追加するものであります。

②　「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90条)が平成27年５月１日に施行され、新たに社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるよう、現行定款第43条(監査役の責任免除)第２項の一部を変更するものであります。

２．変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現　行　定　款	変　更　案
(目的) 第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1)～(21)　(条文省略) (新　設) (22)　(条文省略)	(目的) 第２条　(現行どおり) (1)～(21)　(現行どおり) (22)産業廃棄物の収集及び運搬 (23)　(現行どおり)
(監査役の責任免除) 第43条　(条文省略) ２．当会社は、会社法第427条第１項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。	(監査役の責任免除) 第43条　(現行どおり) ２．当会社は、会社法第427条第１項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第３号議案　取締役５名選任の件

取締役　寺村久義、寺村公陽、矢田欣也、村木昌彦、古舘淳一および宮下繁明の各氏が、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営機構改革を実施し、取締役会において戦略的且つ機動的に意志決定が行えるよう２名減員し、取締役５名の選任をお願いするものであります。

当社におきましては、本総会後、社外取締役を設置していない状態となります。当社経営者から独立した立場からの経営への助言や監督機能の強化といった社外取締役の選任メリットについては十分認識しており、現在、社外取締役の適任者の選定を行っております。しかし、現時点、法令上の要件を充足し、且つ、当社事業を理解し経営への助言や監督の任務を遂行しうる適任者の選定に至っておりません。現状において、当社が求める適格性を欠く社外取締役を選任することは、当社経営に悪影響を与えるおそれがあり、社外取締役を置くことは相当ではないと判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位、担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	寺村久義（てらむらひさよし） （昭和15年４月13日）	昭和41年12月　当社代表取締役社長就任 平成14年４月　当社代表取締役社長霊園事業本部長就任 平成16年２月　当社代表取締役社長堂内陵墓事業本部長就任 平成18年５月　当社代表取締役社長葬祭事業本部長就任 平成26年４月　当社代表取締役社長開発本部長就任 平成27年４月　当社代表取締役社長サービス推進本部長兼開発本部長就任 平成28年４月　当社代表取締役社長開発本部長兼事業戦略室長就任(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社エムエスシー　代表取締役	530,500株
2	寺村公陽（てらむらきみあき） （昭和39年５月20日）	平成３年８月　当社入社 平成６年６月　当社取締役経営管理室長就任 平成13年６月　当社常務取締役愛彩花事業本部長就任 平成16年２月　当社専務取締役経営管理本部長就任 平成24年４月　当社取締役副社長サービス推進本部長就任 平成25年４月　当社取締役副社長サービス推進本部長兼マーケティング部長就任 平成27年４月　当社取締役副社長サービス推進本部ラステル事業部長就任(現任)	63,000株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
3	矢田欣也 (昭和26年7月30日)	昭和50年４月　日商岩井株式会社(現双日)入社 平成15年４月　同社管理ユニット財務部長就任 平成16年７月　当社入社　執行役員経営統括部長就任 平成17年６月　当社常務取締役経営管理本部長就任 平成24年４月　当社専務取締役経営統括本部長就任(現任)	株 10,000
4	村木昌彦 (昭和34年4月9日)	昭和57年４月　川崎製鉄株式会社(現ＪＦＥスチール)入社 平成21年４月　当社入社 平成21年10月　当社執行役員サービス推進本部副本部長兼サービス推進本部霊園事業部長就任 平成24年６月　当社取締役サービス推進本部長補佐兼サービス推進本部葬祭事業部長就任 平成26年４月　当社取締役サービス推進本部堂内陵墓事業部長兼開発本部開発推進第二部長就任 平成27年４月　当社取締役サービス推進本部長補佐兼サービス推進本部堂内陵墓事業部長兼開発本部開発推進第二部長就任(現任)	株 3,000
5	※ 宮下利明 (昭和28年1月19日)	昭和51年４月　オールドパー株式会社入社 平成11年６月　当社入社 平成18年４月　当社鹿児島支店長就任 平成25年４月　当社執行役員サービス推進本部葬祭事業部長就任(現任)	株 3,000

（注）１．※印は、新任の取締役候補者であります。
２．各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

第４号議案　監査役２名選任の件

監査役宮﨑芳光および藤原道夫の各氏が、本株主総会終結をもって任期満了となります。つきましては、社外監査役１名を含む監査役２名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	宮﨑　芳光 （昭和26年９月５日）	昭和61年８月　当社入社 昭和62年２月　当社鹿児島営業所長就任 平成５年５月　当社業務部長兼総務部長就任 平成７年６月　当社常勤監査役就任(現任)	株 67,000
2	藤原　道夫 （昭和26年５月12日）	昭和49年11月　株式会社日本ビジネスコンサルタント(現㈱日立システムズ)入社 昭和60年10月　新光監査法人入所 平成２年３月　公認会計士登録 平成23年６月　新日本有限責任監査法人退職 平成23年７月　藤原道夫公認会計士事務所設立 平成24年６月　当社社外監査役就任(現任)	株 －

（注）１．各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

２．藤原道夫氏は、社外監査役候補者であります。

３．藤原道夫氏を社外監査役候補者とした理由は、同氏の公認会計士としての豊富な経験と幅広い見識を、社外監査役として当社の監査体制強化に活かしていただきたいためであります。

４．藤原道夫氏は直接会社経営に関与された経験はありませんが、同氏は公認会計士として企業会計に精通しており、社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。

５．藤原道夫氏は現在、当社の社外監査役でありますが、監査役としての在任期間は本総会終結の時をもって４年となります。

６．当社は藤原道夫氏との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額であります。同氏の再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。また、宮﨑芳光氏が選任された場合は、同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。なお、宮﨑芳光氏との責任限定契約の締結につきましては、第２号議案「定款一部変更の件」が承認可決されることを条件といたします。

第５号議案　退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

取締役古舘淳一氏および宮下繁明氏は、本総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、それぞれ在任中の功労に報いるため、当社における一定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することといたしたく存じます。

なお、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、取締役会にご一任願いたいと存じます。

退任取締役の略歴は、次のとおりであります。

氏　　名	略　　歴
古　舘　淳　一	平成24年６月　当社取締役(現任)
宮　下　繁　明	平成26年６月　当社社外取締役(現任)

以　上

メ　　モ

株主総会会場ご案内図

会　場　　東京都中野区中野四丁目１番１号
中野サンプラザ　13階　コスモルーム
電話　03（3388）1151（代表）

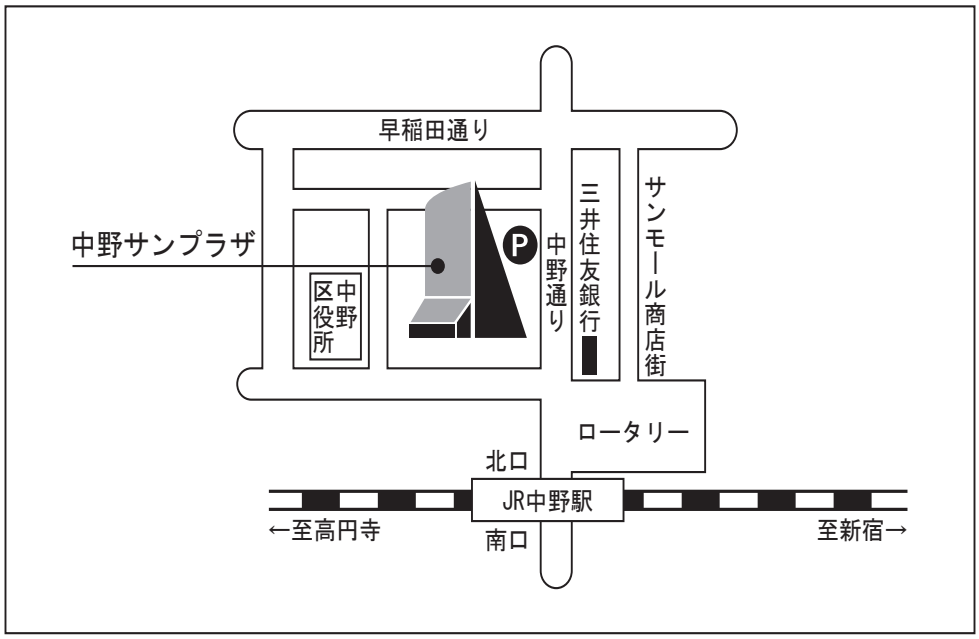

（最寄駅）
中野駅（JR中央線・総武線・東京メトロ東西線）北口より徒歩約１分